

民事執行法の見直しに関する要綱案の取りまとめに向けた検討（４）

第１ 債務者財産の開示制度の実効性の向上

１ 現行の財産開示手続の見直し

(1) 財産開示手続の実施要件の見直し

財産開示手続の申立てに必要とされる債務名義の種類（民事執行法第１９７条第１項柱書き）を見直し、金銭債権についての強制執行の申立てに必要とされる債務名義であれば、いずれの種類債務名義についても、財産開示手続の申立てをすることができるようにするものとする。

(2) 手続違背に対する罰則の見直し

開示義務者が、正当な理由なく、執行裁判所の呼出しを受けた財産開示期日に出頭せず、又は宣誓を拒んだ場合や、財産開示期日において宣誓した開示義務者が、正当な理由なく陳述すべき事項について陳述をせず、又は虚偽の陳述をした場合の罰則（民事執行法第２０６条第１項）を強化するものとする。

２ 第三者から債務者財産に関する情報を取得する制度の新設

(1) 管轄

債務者の財産に係る情報の取得に関する手続（以下「第三者からの情報取得手続」という。）については、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所が、この普通裁判籍がないときは陳述を命じられるべき者の所在地を管轄する地方裁判所が、執行裁判所として管轄するものとする。

(2) 債務者の不動産に係る情報取得決定

ア 執行裁判所は、民事執行法第１９７条第１項各号のいずれかに該当するときは、執行力のある債務名義の正本を有する金銭債権の債権者の申立てにより、最高裁判所規則で定める登記所に対し、債務者が所有権の登記名義人である土地又は建物その他これに準ずるものとして最高裁判所規則で定めるものに対する強制執行又は担保権の実行の申立てをするのに必要となる事項として最高裁判所規則で定めるものについて陳述すべき旨を命じなければならないものとする。

る。ただし、当該執行力のある債務名義の正本に基づく強制執行を開始することができないときは、この限りでないものとする。

イ 執行裁判所は、民事執行法第197条第2項各号のいずれかに該当するときは、債務者の財産について一般の先取特権を有することを証する文書を提出した債権者の申立てにより、最高裁判所規則で定める登記所に対し、債務者が所有権の登記名義人である土地又は建物その他これに準ずるものとして最高裁判所規則で定めるものに対する強制執行又は担保権の実行の申立てをするのに必要となる事項として最高裁判所規則で定めるものについて陳述すべき旨を命じなければならないものとする。

ウ 前記ア又はイの決定は、前記ア又はイの申立ての日前3年以内に財産開示期日が実施された場合（当該財産開示期日に係る財産開示手続において民事執行法第200条第1項の許可がされたときを除く。）に限り、することができるものとする。

エ 前記ア又はイの決定がされたときは、当該決定（前記イの決定にあつては、当該決定及び前記イの文書の写し）を債務者に送達しなければならないものとする。

オ 前記ア又はイの申立てについての裁判に対しては、執行抗告をすることができるものとする。

カ 前記ア又はイの決定は、確定しなければその効力を生じないものとする。

(3) 債務者の給与債権に係る情報取得決定

ア 執行裁判所は、民事執行法第197条第1項各号のいずれかに該当するときは、同法第151条の2第1項各号に掲げる義務に係る請求権又は人の生命若しくは身体の侵害による損害賠償請求権について執行力のある債務名義の正本を有する債権者の申立てにより、次の各号に掲げる者であつて最高裁判所規則で定めるところにより債権者が選択したものに対し、当該各号に定める事項について陳述すべき旨を命じなければならないものとする。ただし、当該執行力のある債務名義の正本に基づく強制執行を開始することができないときは、この限りでないものとする。

(ア) 市町村（特別区を含む。以下この号において同じ。）	債務者が支払を受ける地方税法第317条の2第1項ただし書に規定する給与に係る債権に対する強制執行又は担保権の実行の申立てをす
------------------------------	--

るのに必要となる事項として最高裁判所規則で定めるもの（当該市町村が債務者の市町村民税（特別区民税を含む。）に係る事務に関して知り得たものに限る。）

(イ) 日本年金機構，国家公務員共済組合，国家公務員共済組合連合会，地方公務員共済組合，全国市町村職員共済組合連合会又は日本私立学校振興・共済事業団

債務者〔陳述を命じられた者がその事務を行う厚生年金保険の被保険者であるものに限る。〕が支払を受ける給与に係る債権に対する強制執行又は担保権の実行の申立てをするのに必要となる事項として最高裁判所規則で定めるもの

イ 前記(2)ウからカまでの規定は，前記アの規定による第三者からの情報取得手続について準用するものとする。

(4) 債務者の預貯金債権等に係る情報取得決定

ア 執行裁判所は，民事執行法第197条第1項各号のいずれかに該当するときは，執行力のある債務名義の正本を有する金銭債権の債権者の申立てにより，次の各号に掲げる者であって最高裁判所規則で定めるところにより債権者が選択したものに対し，当該各号に定める事項について陳述すべき旨を命じなければならないものとする。ただし，当該執行力のある債務名義の正本に基づく強制執行を開始することができないときは，この限りでないものとする。

(7) 銀行等（銀行，信用金庫，信用金庫連合会，労働金庫，労働金庫連合会，信用協同組合，信用協同組合連合会，農業協同組合，農業協同組合連合会，漁業協同組合，漁業協同組合連合会，水産加工業協同組合，水産加工業協同組合連合会，農林中央金庫，株式会社商工組合中央金庫又は独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構をいう。以下この号において同じ

債務者の当該銀行等に対する預貯金債権に対する強制執行又は担保権の実行の申立てをするのに必要となる事項として最高裁判所規則で定めるもの

。)

- (イ) 振替機関等（社債、株式等の振替に関する法律第2条第5項に規定する振替機関等をいう。以下この号において同じ。） 債務者の有する振替社債等（同法第279条に規定する振替社債等であって、当該振替機関等の備える振替口座簿における債務者の口座に記載され、又は記録されたものに限る。）に関する強制執行又は担保権の実行の申立てをするのに必要となる事項として最高裁判所規則で定めるもの

イ 執行裁判所は、民事執行法第197条第2項各号のいずれかに該当するときは、債務者の財産について一般の先取特権を有することを証する文書を提出した債権者の申立てにより、前記アの各号に掲げる者であって債権者が選択したものに対し、それぞれ当該各号に定める事項について陳述すべき旨を命じなければならないものとする。

ウ 前記ア又はイの申立てを却下する裁判に対しては、執行抗告をすることができるものとする。

(5) 第三者の陳述

ア 前記(2)ア若しくはイ、(3)ア又は(4)ア若しくはイの規定による決定に基づく陳述は、執行裁判所に対し、書面でしなければならないものとする。

イ 前記アの陳述がされたときは、執行裁判所は、最高裁判所規則で定めるところにより、申立人に前記アの書面の写しを送付し、かつ、債務者に対し、前記アに規定する決定に基づいてその財産に関する陳述がされた旨を債務者に通知しなければならないものとする。

(6) 第三者からの情報取得手続に係る事件の記録の閲覧等の制限

ア 前記(2)又は(4)の規定による第三者からの情報取得手続に係る事件の記録中前記(5)アの陳述に関する部分についての民事執行法第17条の規定による請求は、次に掲げる者に限り、することができるものとする。

(7) 申立人

(イ) 債務者に対する金銭債権について執行力のある債務名義の正本を有する債権者

- (ウ) 債務者の財産について一般の先取特権を有することを証する文書を提出した債権者
 - (エ) 債務者
 - (オ) 当該陳述をした者
- イ 前記(3)の規定による第三者からの情報取得手続に係る事件の記録中前記(5)アの陳述に関する部分についての民事執行法第17条の規定による請求は、次に掲げる者に限り、することができるものとする。
 - (ア) 申立人
 - (イ) 債務者に対する民事執行法第151条の2第1項各号に掲げる義務に係る請求権又は人の生命若しくは身体の侵害による損害賠償請求権について執行力のある債務名義の正本を有する債権者
 - (ウ) 債務者
 - (エ) 当該陳述をした者
- (7) 第三者からの情報取得手続に係る事件に関する情報の目的外利用の制限
 - ア 申立人は、第三者からの情報取得手続において得られた債務者の財産に関する情報を、当該債務者に対する債権をその本旨に従って行使する目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならないものとする。
 - イ 前記(6)ア(イ)若しくは(ウ)又はイ(イ)に掲げる者であって、第三者からの情報取得手続に係る事件の記録中の前記(5)アに規定する陳述に関する部分の情報を得たものは、当該情報を当該第三者からの情報取得事件の債務者に対する債権をその本旨に従って行使する目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならないものとする。
 - ウ 前記ア又はイの規定に違反して、前記ア又はイの情報を目的外に利用し、又は提供した場合について、所要の罰則を設けるものとする。
- (8) 強制執行及び担保権の実行の規定の準用等
 - ア 民事執行法第39条及び第40条の規定は執行力のある債務名義の正本に基づく第三者からの情報取得手続について、同法第42条（第2項を除く。）の規定は第三者からの情報取得手続について、同法第182条及び第183条の規定は一般の先取特権に基づく第三者からの情報取得手続について準用するものとする。
 - イ 債務者の預貯金債権等に関する陳述を命じられた金融機関等は、執行裁判所に対し、陳述に要する費用等を請求することができるも

のとする。

(説明)

1 現行の財産開示手続の見直し（本文 1）

本文は、部会資料 19-1 と同内容である。

なお、本文 1(1)は、民事執行法第 197 条第 1 項柱書きの規律を改め、金銭債権についての強制執行の申立てに必要な債務名義であれば、いずれの種類の債務名義についても、これに基づいて財産開示手続の申立てをすることができるものとするを提案するものであるが、仮にこのような見直しをすることとなれば、その結果として、同法第 201 条第 2 号の定める記録の閲覧権者の範囲についても、これと同様の見直しをすべきこととなると考えられる。

本文 1(2)は、民事執行法第 206 条第 1 項の規律を改め、開示義務者の財産開示手続に関する手続違背（不出頭、宣誓拒絶、陳述拒絶、虚偽陳述をいう。）に対する罰則を強化することを提案するものである。現行法よりも強力な制裁の内容を検討するに当たっては、現行の民事裁判手続における他の罰則規定の例を参考にすることが有益であると思われるが、部会のこれまでの議論においては、一つの選択肢として、民事執行法第 205 条第 1 項第 1 号を参考とする意見等が示された。

2 第三者から債務者財産に関する情報を取得する制度の新設（本文 2）

(1) 本文の概要

本文は、細目的な事項を最高裁判所規則に委任するものとしている後記(2)及び(3)の点を除き、部会資料 19-1 と実質的に同内容である。

なお、部会のこれまでの議論においては、債務者の給与債権に関する情報を取得する手続においては、市町村は、当該市町村が債務者の市町村民税（特別区民税を含む。）に係る事務に関して知り得たものに限って、債務者の勤務先に関する情報提供を行うことを想定した議論がされてきた。そこで、本文第 1 の 2(3)アでは、この点を明示している。

(2) この制度の対象となる第三者と情報の具体的範囲に関する最高裁判所規則への委任（本文 2(2)から(4)まで）

ア 不動産に係る情報の取得

本文 2(2)は、登記所から債務者の不動産に関する情報を取得する制度の新設を提案するものであるが、具体的な事案においてこの制度の対象となる登記所や登記所が回答すべき情報に関する細目的な事項については、これを最高裁判所規則で定めることを提案するものである。

まず、部会資料 19-1 の第 1 の 3(1)アにおいては、執行裁判所が

「登記所」に対して債務者の不動産に関する情報提供を命ずるものとする規律を提案していた。しかし、登記所（法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所）の規模には様々なものがあることから、小規模な登記所を含む全ての登記所において、新たな制度による情報提供をするために必要な事務を処理する能力（実務上の対応能力）を備えるには事実上相当な困難があり得るとの指摘があり得る。このような事態を回避するための方策としては、この制度により情報提供を行う登記所を、一部の登記所に集中させることが考えられるが、各登記所の実務上の対応能力は、その人的物的体制の整備等によって変化し得るものであることから、本文第1の2(2)ア及びイでは、これを最高裁判所規則で定めるものとすることを提案している（注1）。

次に、登記所から取得する不動産に関する情報の具体的内容については、登記記録上、権利に関する登記において債務者が所有権を有するとされている土地又は建物に関する情報のほか、債務者が地上権、永小作権、賃借権又は採石権を有するとされているものをも含めるべきであるとの考え方があり得る。もっとも、この手続の対象とすべき情報の範囲を検討するに当たっては、債務者の不動産に関する陳述を命じられることとなる登記所の実務上の対応能力との関係で、債務者のこれらの権利に関する情報を網羅的な形で回答することができるかが問題となる。そして、このような登記所の実務上の対応能力は、その人的物的体制の整備等によって変化し得るものであることから、本文第1の2(2)ア及びイでは、この手続により取得する情報のうち債務者が所有権の登記名義人であるもの以外のものであって、これに準ずるもの（具体的には、地上権、永小作権、賃借権又は採石権の登記名義人となっているものが考えられるほか、債務者が表題部所有者として記録されているものが考えられる。）については、最高裁判所規則で定めるものとすることを提案している（注2）。

また、この制度により登記所が陳述すべき事項は、債務者の土地又は建物に対する強制執行又は担保権の実行の申立てをするのに必要となる事項である。これは、強制執行の申立書に記載すべき「強制執行の目的とする財産の表示」に関する事項（民事執行規則第21条第3号参照）であり、具体的には、当該土地又は建物の所在地に関する情報であると考えられるが、本文第1の2(2)では、この点についても、最高裁判所規則で定めるものとすることを提案している。

イ 給与債権に係る情報の取得

本文2(3)は、市町村等から債務者の給与債権に関する情報を取得する制度の新設を提案するものであるが、具体的な事案においてこの制度の対象となる市町村等や市町村等が回答すべき情報に関する細目的な事項については、これを最高裁判所規則で定めることを提案するものである。

まず、市町村等からの情報取得手続の申立てに当たっては、申立人は、債務者の給与債権に関する事項を陳述すべき市町村等を具体的に特定しなければならないと考えられるが、その方法としては、申立書に陳述すべき者を記載することが考えられる。そこで、本文第1の2(3)アでは、このような選択の方法に関する細目的な事項については、最高裁判所規則で定めるものとすることを提案している。

また、この制度により市町村等が陳述すべき事項は、債務者の給与債権に対する強制執行又は担保権の実行の申立てをするのに必要となる事項である。これは、債務者に給与等の支払をする第三債務者を特定するのに必要な事項であり、具体的には、例えば、債務者が個人又は法人から給与等の支払を受けている場合においては、当該個人又は法人の氏名又は名称及び住所（若しくはこれらを特定するのに足りる事項）を陳述すべきであることとなるが、本文2(3)アでは、この点について、最高裁判所規則で定めるものとすることを提案している。

ウ 預貯金債権等に係る情報の取得

本文2(4)は、金融機関等から債務者の預貯金債権等に関する情報を取得する制度の新設を提案するものであるが、具体的な事案においてこの制度の対象となる金融機関等や金融機関等が回答すべき情報に関する細目的な事項については、これを最高裁判所規則で定めることを提案するものである。

まず、本文第1の2(4)ア及びイでは、本文2(3)アと同様に、債務者の預貯金債権等に関する事項を陳述すべき金融機関等の選択の方法に関する細目的な事項について、最高裁判所規則で定めるものとすることを提案している。

また、この制度により金融機関等が陳述すべき事項は、債務者の預貯金債権等に対する強制執行又は担保権の実行の申立てをするのに必要となる事項である。これは、当該預貯金債権等を特定する事項であり、具体的には、取扱店舗、預貯金債権の種類及び額等を陳述すべきこととなるが、本文第1の2(4)ア及びイでは、この点について、最高裁判所規則で定めるものとすることを提案している。

(3) 回答書の写しの送付方法に関する最高裁判所規則への委任（本文2(5)

イ)

本文2(5)イは、部会資料19-1と同様に、執行裁判所が、第三者から送付された回答書の写しを、申立人に送付しなければならないものとすることを提案するものである。

もつとも、部会のこれまでの議論においては、このような規律を設けたとしても、運用として、金融機関等の協力が得られる限りにおいて、申立人に対しても同内容の回答書を送付することがあり得ることを想定し、その場合には裁判所からの回答書の写しの送付は不要となることにする（民事訴訟規則第47条第3項参照）との考え方があり得るとの指摘がされた。

そこで、本文第1の2(5)イでは、このような指摘を踏まえ、申立人への回答書の写しの送付方法等に関する細目的な事項については、最高裁判所規則で定めることを提案している。

(4) 債務者の特定の方法

ア 申立書に記載すべき事項

第三者からの情報取得手続の申立書には、事件の対象となる債務者を特定するために必要な事項を記載すべきであると考えられるが、部会のこれまでの議論においては、いかなる要素をもって債務者を特定すべきかを検討するに当たっては、この手続により陳述を求められる第三者における情報検索の便宜にも配慮する必要があるとの意見が示された。

例えば、通常の訴訟手続においては氏名又は名称及び住所をもって当事者を特定するのが通常であるが、例えば、金融機関においては、預貯金者の氏名（ふりがな）、住所、生年月日によって顧客情報を管理しているとの指摘がある。このほか、行政機関等の中には、氏名（ふりがな）、住所、性別、生年月日をもって個人情報进行管理しているものがあると考えられる。

そこで、第三者からの情報取得手続の申立書には、これらの事項を記載するのが適当であるとの考え方があり得る。

イ 債務者の住所等に変更がある場合の対応

債務者の住所等に変更がある場合においては、陳述を命じられた第三者が常に債務者の現在の住所等を把握しているとは限らない。そのため、第三者からの情報取得手続の申立書や決定書においては、債務者の現在の住所等と旧住所を併記する形で債務者を特定せざるを得ない場合があると考えられる。

なお、部会のこれまでの議論においては、執行裁判所が決定書に債

務者の旧住所等を記載するに当たっては、申立書の記載のみによって形式的に処理するのではなく、申立人の提出する客観的資料に基づき、それが債務者の旧住所等であるかどうかを実質的に判断する必要があるとの指摘があった。

(5) 目的外利用の制限

本文 2 (7) は、第三者からの情報取得手続で得られた債務者の財産に関する情報の目的外利用を制限する旨の規律を提案するものである。

第 19 回会議においては、どのような場合が「当該債務者に対する債権をその本旨に従って行使する目的」のための利用といえるかについて、議論がされた。

この点について検討する上では、現行の財産開示手続に関する民事執行法第 202 条の解釈を参考にすることが考えられる。同条については、「当該債務者に対する債権をその本旨に従って行使する目的」のための利用としては、例えば、当該債務者に対する債権を請求債権として、財産開示手続で把握した債務者財産の強制執行の申立てをする場面が典型例であるとされており、このほか、債務者についての倒産手続に関する申立てもこれに含まれるとの考え方があるとされている。このほか、同条は、これらの法的手続の申立てのための利用のほか、裁判外で任意の弁済を求めるための交渉や、私的整理や任意売却のような法定処理手続以外の方法で違法不当でないものへの利用を禁ずる趣旨のものではないとの指摘があり得る。他方で、例えば、債務者に対する新規融資の可否を決する目的や新たな担保を取得する目的は「当該債務者に対する債権をその本旨に従って行使する目的」には含まれないとの指摘があるとされている。本文 2 (7) の規律についても、これらと同様の解釈をすることが想定されると考えられる。

(注 1, 2) 登記所の実務上の対応能力等を考慮して第三者からの情報取得手続に関する細目的な事項を定める方法としては、本文のように最高裁判所規則で定めるものとするもののほか、他の下位規範に対して委任するとの考え方もあり得る。

第 2 不動産競売における暴力団員の買受け防止の方策

1 買受けの申出をしようとする者の陳述

(1) 陳述の内容等

不動産の買受けの申出は、次のア又はイのいずれにも該当しない旨を買受けの申出をしようとする者（その者に法定代理人がある場合に

あつては当該法定代理人、その者が法人である場合にあってはその代表者）が最高裁判所規則で定めるところにより陳述しなければ、することができないものとする。

ア 買受けの申出をしようとする者（その者が法人である場合にあっては、その役員）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

イ 自己の計算において当該買受けの申出をさせようとする者（その者が法人である場合にあっては、その役員）が暴力団員等であること。

(2) (1)の陳述をした者が虚偽の陳述をした場合には、罰則を設けるものとする。

2 執行裁判所による警察への調査の囑託

(1) 最高価買受申出人について

執行裁判所は、最高価買受申出人（最高価買受申出人が法人である場合にあっては、その役員。以下(1)において同じ。）が暴力団員等に該当するか否かについて、必要な調査を執行裁判所の所在地を管轄する都道府県警察に囑託しなければならないものとする。ただし、当該最高価買受申出人が暴力団員等に該当しないと認めるべき事情があるものとして最高裁判所規則で定める場合は、この限りでないものとする。

(2) 自己の計算において最高価買受申出人に買受けの申出をさせた者について

執行裁判所は、自己の計算において最高価買受申出人に買受けの申出をさせた者があると認める場合には、当該買受けの申出をさせた者（その者が法人である場合にあっては、その役員。以下(2)において同じ。）が暴力団員等に該当するか否かについて、必要な調査を執行裁判所の所在地を管轄する都道府県警察に囑託しなければならないものとする。ただし、当該買受けの申出をさせた者が暴力団員等に該当しないと認めるべき事情があるものとして最高裁判所規則で定める場合は、この限りでないものとする。

3 執行裁判所の判断による暴力団員の買受けの制限

執行裁判所は、次に掲げる事由があると認めるときは、売却不許可決

定をしなければならないものとする。

最高価買受申出人又は自己の計算において最高価買受申出人に買受けの申出をさせた者が次の(1)又は(2)のいずれかに該当すること。

- (1) 暴力団員等（買受けの申出がされた時に暴力団員等であった者を含む。）
- (2) 法人でその役員のうちに(1)に掲げる者があるもの

（説明）

1 本文1（買受けの申出をしようとする者の陳述）について

本文1は、基本的に、部会資料19-1の第2の1(1)と実質的に同内容であるが、同(1)では、その陳述の方法について、最高裁判所規則に定めるものとする規律を提案している。

部会のこれまでの議論では、陳述の具体的な方法については、買受けの申出に係る事務処理を円滑に行う観点から、これを書面によるものとするのが実務の運用として想定されていたが、このような細目的な事項については最高裁判所規則において定めるものとしておくことが買受けの申出をしようとする者の便宜に資するものと考えられる。

そこで、本文(1)では、その陳述の方法について、最高裁判所規則に定めるものとする規律を提案している。

2 本文2（執行裁判所による警察への調査の嘱託）について

(1) 本文(1)について

ア 警察への調査の嘱託

本文は、部会資料19-1の第2の2(1)と同様に、概要、執行裁判所は最高価買受申出人（又はその役員）が暴力団員等に該当するか否かについて、必要な調査を警察に嘱託しなければならないものとするものであるが、本文では、執行裁判所がどの警察に調査の嘱託をするのかを明確にする趣旨で、「執行裁判所の所在地を管轄する都道府県警察」とする規律を提案している。

イ 警察への調査の嘱託が義務的とされない場合について

部会資料19-1の第2の2では、概要、執行裁判所が警察への調査の嘱託をする義務を免れる場合として、最高価買受申出人（又はその役員）が「暴力団員等に該当するものと認められないと判断される事情があるとき」とすることが提案されており、部会のこれまでの議論では、宅地建物取引業者であるなど法令上暴力団員でないこと等が免許等の要件とされている者であると確認することができるような場合等が、これに該当し得ることが指摘されている。

もつとも、部会のこれまでの議論では、個人の暴力団員の該当性については、暴力団員に関する専門的な知見を有する警察の知見の信頼性が高いとの指摘がされていることなどを踏まえると、最高価買受申出人（又はその役員）について暴力団員等に該当しないことが積極的に認められる場合において、警察への調査の嘱託を必要としないとするのが、部会のこれまでの議論により沿うとの理解があり得る。また、最高価買受申出人（又はその役員）が暴力団員等に該当するか否かが不明である（暴力団員等に該当しないことが積極的に認められない）のであれば、むしろ、執行裁判所は警察への調査の嘱託を行い、その回答を得ることとした方がかえって、売却不許可事由の有無につき、円滑かつ迅速な判断をすることができるとの評価も考え得る。

また、不動産競売の円滑かつ迅速な処理の観点からは、いかなる場合に警察への調査の嘱託が義務的とされないのかについては、執行裁判所の個別の事案における判断に全面的に委ねるよりも、一定の規律が明らかにされていることが相当であるとの考え方があり得ることに加え、今後の実務の運用状況に適時適切に対応していく観点をも踏まえると、その規律は、最高裁判所規則において定めるものとするのが相当であるとの考え方があり得る。

そこで、本文では、執行裁判所が警察への調査の嘱託をする義務を免れる場合については、「暴力団員等に該当しないと認めるべき事情があるものとして最高裁判所規則で定める場合」とすることを提案している。

なお、当該最高裁判所規則で定めることが想定される内容としては、部会のこれまでの議論を踏まえると、最高価買受申出人が法令上暴力団員でないこと等がその事業の免許等の要件とされている者であると執行裁判所が確認することができるような場合が想定される。

(2) 本文(2)について

上記(1)と同様に、自己の計算において最高価買受申出人に買受けの申出をさせた者についても、執行裁判所が警察への調査の嘱託をする義務を免れる場合については、「暴力団員等に該当しないと認めるべき事情があるものとして最高裁判所規則で定める場合」とする規律を提案するものである。

3 本文3（執行裁判所の判断による暴力団員の買受けの制限）について

(1) 本文の概要

本文は、最高価買受申出人（若しくはその役員）又は自己の計算において最高価買受申出人に買受けの申出をさせた者（若しくはその役員）

について、①買受けの申出と②売却決定期日のいずれかの時点において、暴力団員等に該当すれば、売却不許可とするとの考え方を前提に、最高価買受申出人又は自己の計算において最高価買受申出人に買受けの申出をさせた者が個人である場合の規律を本文(1)で、これらの者が法人である場合の規律を本文(2)で明らかにすることとして、表現の整理を試みたものである。

(2) 最高価買受申出人について

ア 第19回会議での議論の概要

(7) 部会資料19-2では、本文と同様に、最高価買受申出人（又はその役員）が暴力団員等に該当するか否かの判断については、①買受けの申出と②売却決定期日のいずれかの時点においてこれに該当すれば、売却不許可とする考え方が示されていた（部会資料19-2の本文第2の3の説明2(1)）。これは、部会のこれまでの議論を踏まえれば、概要、部会資料19-2の30頁のとおり、買受けの申出の時点で暴力団員等でないことなどの陳述を求めるとしたことや、当該陳述において（故意により）虚偽の陳述をした者に対して不動産を売却することは適当ではないと考えられることに照らせば、①買受けの申出の時点を経済的基準とすることには合理性があると考えられ、また、暴力団への不動産の供給源を断つという観点からは、暴力団員の買受けを防止する仕組みを設けるのであれば、その買受けの許否を決する時点、すなわち②売却決定期日の時点を経済的基準とすることについても、合理性があると考えられることに基づくものである。

(4) 第19回会議の議論では、最高価買受申出人（又はその役員）が①買受けの申出の時点において暴力団員等に該当するか否かを判断するとの考え方に対しては、例えば、最高価買受申出人が、買受けの申出の時点では暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であるが、売却決定期日の時点では暴力団員でなくなった日から5年を経過した者であった場合を念頭に置き、このような者による買受けを防止することについては必要性や合理性が乏しいのではないかとの指摘もされた。もっとも、これに対しては、本文1(1)の陳述を買受けの申出の有効要件であるとするのであれば、当該陳述が虚偽の陳述をしたものとなる場合、すなわち①買受けの申出の時点において暴力団員等に該当する場合を売却不許可事由として捉え、その買受けを阻止する枠組みを用意することには合理性があるとの指摘もされた。

イ 規律の方向

部会のこれまでの議論を踏まえると、前記ア(ア)のとおり、本文1で提案されている規律によれば、買受けの申出の時点で暴力団員等でないことなどの陳述を求めることとし、当該陳述において(故意により)虚偽の陳述をした者に対して本文1(2)の罰則を科することを想定していることからすると、虚偽の陳述をした者に対し不動産を売却することとするのは適当ではないとの考え方等があり得るところであり、①買受けの申出と②売却決定期日のいずれかの時点において、買受けを制限する者に該当すれば、売却不許可とするものとするとの考え方には、合理性があるとの評価は可能であるように思われる。

そこで、本文では、①買受けの申出と②売却決定期日のいずれかの時点において、最高価買受申出人(又はその役員)が暴力団員等に該当すれば、売却不許可とすることを提案している。

(3) 自己の計算において最高価買受申出人に買受けの申出をさせた者について

ア 部会のこれまでの議論

部会資料19-2では、自己の計算において最高価買受申出人に買受けの申出をさせた者(又はその役員)が暴力団員等に該当するか否かについては、①買受けの申出の時点のみを基準として判断するとの考え方が提案されていた(部会資料19-2の本文第2の3の説明2(2))。これは、部会のこれまでの議論を踏まえれば、概要、「最高価買受申出人が暴力団員等又は法人でその役員のうちに暴力団員等のあるもののいずれかの計算において買受けの申出をした者であること」との表現ぶりにおいて売却不許可事由とすることが提案されていたことを受け(部会資料16-1の本文3(2)参照)、この文言を前提とすれば、買受けの申出の時点を基準として判断されることとなる旨の指摘がされたことなどを踏まえたものと考えられる。

イ 本文について

(ア) もっとも、前記(2)のとおり、①買受けの申出と②売却決定期日のいずれかの時点において、最高価買受申出人(又はその役員)が暴力団員等に該当すれば、売却不許可とすることに合理性があると考えるのであれば、自己の計算において最高価買受申出人に買受けの申出をさせた者(又はその役員)についても、①買受けの申出と②売却決定期日のいずれかの時点において、暴力団員等に該当すれば、売却不許可とすることに合理性があるとの考え方があり得ると考えられる。例えば、自己の計算において最高価買受申出人に買受けの

申出をさせた者が暴力団員等であるか否かを①買受けの申出の時点のみを基準として判断することとなれば、当該者が①買受けの申出の時点では暴力団員でない場合において、その後、売却決定期日までに暴力団員となったときであっても売却を許可することとなってしまうが、このような帰結に対しては、暴力団への不動産の供給源を断つという観点からは相当ではない（当該者は、自己の計算において買受けの申出をさせた者であるから、当該不動産が暴力団に供給されることとなる蓋然性については、買受けの申出時に既に当該者が暴力団員等であった場合と有為な差はない）との考え方があり得る。

これらからすれば、最高価買受申出人に関する規律と同様に、①買受けの申出と②売却決定期日のいずれかの時点において、自己の計算において最高価買受申出人に買受けの申出をさせた者（又はその役員）が暴力団員等に該当すれば、売却不許可とするとの考え方があり得る。

- (イ) このような考え方については、買受けの申出がされた後に、自己の計算において最高価買受申出人に買受けの申出をさせた者が暴力団員になるかどうかといった事情は、買受けの申出をした者にはあずかり知らない事情であることから、そのような事情が認められることをもって、売却不許可という不利益を買受けの申出をした者（最高価買受申出人）に与えることは適当ではないといった指摘があり得る。しかし、「計算において」とは、不動産の取得に係る経済的損益の帰属を意味するものと考えられることからすれば（部会資料 13-2 の 3 頁以下参照）、他人の計算において買受けの申出をした者については、不動産の取得に関して売却を許可すべきものとしてまで保護すべき経済的な利益を有しているものではないとして、当該買受けの申出をした者（最高価買受申出人）による買受けの申出について売却不許可の決定がされても酷な結果ではないとの考え方があり得る。

そこで、本文では、①買受けの申出と②売却決定期日のいずれかの時点において、自己の計算において最高価買受申出人に買受けの申出をさせた者（又はその役員）が暴力団員等に該当すれば、売却不許可とすることを提案している。

第 3 子の引渡しの強制執行に関する規律の明確化

1 子の引渡しの強制執行

子の引渡しの強制執行は、次に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。

- (1) 執行裁判所が執行官に子の引渡しを実施させる決定をする方法
- (2) 民事執行法第 172 条第 1 項に規定する方法

2 子の引渡しの直接的な強制執行

(1) 直接的な強制執行と間接強制との関係

前記 1(1)に掲げる方法による強制執行の申立ては、次のアからウまでのいずれかに該当するときでなければすることができないものとする。

ア 民事執行法第 172 条第 1 項の規定による決定が確定した日から 2 週間を経過したとき（当該決定において定められた債務を履行すべき一定の期間の経過がこれより後である場合は、その期間を経過したとき）。

イ 前記 1(2)に掲げる方法による強制執行を実施しても、債務者が子の監護を解く見込みがあるとはいえないとき。

ウ 子の急迫の危険を防止するため直ちに強制執行をする必要があるとき。

(2) 債務者の審尋

執行裁判所は、前記 1(1)の規定による決定をする場合には、債務者を審尋しなければならないものとする。ただし、子に急迫した危険があるときその他の審尋をすることにより強制執行の目的を達することができない事情があるときは、この限りでないものとする。

(3) 子の引渡しを実施させる決定

執行裁判所は、前記 1(1)の規定による決定において、執行官に対し、債務者による子の監護を解くために必要な行為をすべきことを命じなければならないものとする。

(4) 執行裁判所の管轄及び費用前払決定

民事執行法第 171 条第 2 項の規定は前記 1(1)の執行裁判所について、同条第 4 項の規定は前記 1(1)の規定による決定をする場合について準用するものとする。

(5) 執行抗告

前記(1)の強制執行の申立て又は前記(4)において準用する民事執行法第 171 条第 4 項の規定による申立てについての裁判に対しては、執行抗告をすることができるものとする。

3 執行官の権限等

(1) 債務者の占有する場所における権限

執行官は、債務者による子の監護を解くために必要な行為として、債務者に対し説得を行うほか、債務者の住居その他債務者の占有する場所において、次に掲げる行為をすることができるものとする。

ア 債務者の住居その他債務者の占有する場所に立ち入り、その場所において子を検索すること。この場合において、必要があるときは、閉鎖した戸を開くため必要な処分をすること。

イ 債権者若しくはその代理人と子を面会させ、又は債権者若しくはその代理人と債務者を面会させること。

ウ 債務者の住居その他債務者の占有する場所に債権者又はその代理人を立ち入らせること。

(2) 債務者の占有する場所以外の場所における権限

執行官は、前記(1)に規定する場所以外の場所においても、子の心身に及ぼす影響、当該場所及びその周囲の状況その他の事情を考慮して相当と認めるときは、子の監護を解くために必要な行為として、債務者に対し説得を行うほか、当該場所の占有者の同意を得て又は後記(3)アの規定による許可を受けて、前記(1)アからウまでに掲げる行為をすることができるものとする。

(3) 執行の場所の占有者の同意に代わる許可

ア 許可の要件

執行裁判所は、子の住居が前記(1)に規定する場所以外の場所である場合において、債務者と当該場所の占有者との関係、当該占有者の私生活又は業務に与える影響その他の事情を考慮して相当と認めるときは、債権者の申立てにより、当該占有者の同意に代わる許可をすることができるものとする。

イ 執行官による許可証の提示

執行官は、前記アの規定による許可を受けて前記(1)アからウまでに掲げる行為をするときは、職務の執行に当たり、当該許可を受けたことを証する文書を提示しなければならないものとする。

(4) 債権者等の執行の場所への出頭

ア 前記(1)又は(2)の規定による子の監護を解くために必要な行為は、債権者が執行の場所に出頭した場合に限り、することができるものとし、子が債務者と共にいること（同時存在）を要する旨の規律は設けないものとする。

イ 執行裁判所は、債権者が執行の場所に出頭することができない場

合であっても、その代理人が債権者に代わって執行の場所に出頭することが、当該代理人と子との関係、当該代理人の知識及び経験その他の事情に照らして子の利益の保護のために相当と認めるときは、前記アの規定にかかわらず、債権者の申立てにより、当該代理人が執行の場所に出頭した場合においても、前記(1)又は(2)の規定による子の監護を解くために必要な行為をすることができる旨の決定をすることができるものとする。

ウ 執行裁判所は、いつでも前記イの決定を取り消すことができるものとする。

(5) 執行官による威力の行使等

ア 執行官は、前記(1)又は(2)の規定による子の監護を解くために必要な行為をするに際し抵抗を受けるときは、その抵抗を排除するために、威力を用い、又は警察上の援助を求めることができるものとする。

イ 執行官は、前記アの規定にかかわらず、子に対して威力を用いることはできないものとする。子以外の者に対して威力を用いることが子の心身に有害な影響を及ぼすおそれがある場合においては、当該子以外の者についても、同様とするものとする。

ウ 執行官は、前記(1)又は(2)の規定による子の監護を解くために必要な行為をするに際し、債権者又はその代理人に対し、必要な指示をすることができるものとする。

(説明)

1 本文 1（子の引渡しの強制執行）について

部会のこれまでの議論を踏まえ、子の引渡しの強制執行は、直接的な強制執行（本文 1 (1)）と間接強制（本文 1 (2)）のいずれかの方法により行うことを明らかにするものである。

2 本文 2（子の引渡しの直接的な強制執行の手続の骨格）について

(1) 本文 2 (1)（直接的な強制執行と間接強制の関係）について

部会資料 19-1 の第 3 の 2 と実質的に同内容である。

なお、本文 2 (1)ウの「強制執行」は、本文 2 (1)の柱書きに「前記 1 (1)に掲げる方法による強制執行の申立て」とあることから明らかなように、本文 1 (1)の子の引渡しを実施させる決定をする方法による強制執行を指すものである。

(2) 本文 2 (2)（債務者の審尋）について

部会資料 19-1 の第 3 の 1 (3)に対応するものであり、その内容に実

質的な変更はない。

第19回会議においては、「審尋の手続を経ることにより強制執行の目的を達することができない事情があるとき」は、債務者の審尋を要しないものとする規律（部会資料19-1の第3の1(3)）が提示され、その規律の方向について特段の異論は見られなかったため、本部会資料においてもこれを維持する形で規律を提案している。

もっとも、上記規律の具体的な適用場面については、その文言上、本文2(1)（直接的な強制執行と間接強制との関係）の規律との関連性が必ずしも明確ではなかったことから、その関連性をより明確にする観点から、最も典型的な場面として想定される同ウ（子の急迫の危険を防止するため直ちに直接的な強制執行をする必要があるとき）の場面を念頭に、「子に急迫した危険があるとき」を例示することとしたものである。

なお、「子に急迫した危険があるとき」は飽くまで例示であり、最終的には、「審尋をすることにより強制執行の目的を達することができない事情があるとき」に該当するか否かの判断によるべきものであるから、例えば、「子に急迫した危険がある」といった事情は存在しないものの、同イ（間接強制を実施しても、債務者が子の監護を解く見込みがあるとはいえないとき）のような場面において、債務者の審尋をしていては強制執行の目的を達することができない事情があるときには、上記要件を充足するものと考えられる。

(3) 本文2(3)（子の引渡しを実施させる決定）について

部会のこれまでの議論を踏まえれば、子の引渡しの直接的な強制執行は、執行機関である執行裁判所が、執行官に子の引渡しを実施させる決定をする方法により行われることになるものと考えられ（本文1(1)参照）、執行の場所においては、本文3のとおり、執行官が、上記決定に基づき、執行補助（共助）機関として、債務者による子の監護を解くために必要な行為をすることになるものと考えられる。

このように、執行裁判所が執行官に子の引渡しを実施させる決定は、執行官に対し、債務者による子の監護を解くために必要な行為をする権限を付与する性質を有するものと考えられるため、その趣旨を明確にする観点から、執行裁判所は、上記決定において、執行官に対し、債務者による子の監護を解くために必要な行為をすべきことを命じなければならない旨の規律を設けることとしたものである。

(4) 本文2(4)（執行裁判所の管轄及び費用前払決定）及び(5)（執行抗告）について

部会資料19-1の第3の1(2)、(4)及び(5)と実質的に同内容である。

3 本文3（執行官の権限等）について

(1) 本文3(1)（債務者の占有する場所における権限）について

部会資料19-1の第3の3(3)ア及び第3の4(1)と同内容である。

部会のこれまでの議論では、執行の場所に関する規律と執行の場所における執行官の権限等に関する規律について、便宜上、項目を分けて議論してきたが、本部会資料では、要綱案の取りまとめに向けた検討を行う観点から、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（以下「ハーグ条約実施法」という。）第140条第1項の規定を参考に、上記の二つの規律を組み合わせた形での規律を提案するものである。

(2) 本文3(2)及び(3)（債務者の占有する場所以外の場所における権限等）について

ア 本文の概要

部会資料19-1の第3の3(3)イ並びに第3の4(2)及び(3)と実質的に同内容であり、本文3(1)と同様、ハーグ条約実施法第140条第2項の規定を参考に、以下のとおり、執行の場所としての相当性に関する規律（部会資料19-1の第3の3(3)イ）と執行の場所の占有者の同意及びこれに代わる許可に関する規律（同第3の4(2)及び(3)）を組み合わせた形での規律を提案するものである。

(ア) 本文(2)は、執行の場所が債務者の占有する場所以外の場所である場合において、当該場所が執行の場所として（子の心身に及ぼす影響等の事情を考慮して）相当と認められることを前提に、当該場所の占有者の同意を得て又はこれに代わる許可を受けて、債務者による子の監護を解くために必要な行為をすることができるものとする旨の規律を提案するものである。

(イ) 本文(3)アは、当該場所の占有者の同意に代わる許可の要件を明らかにするものであり、部会資料19-1の第3の4(3)と実質的に同内容である。

部会資料19-1の第3の4(3)においては、同意に代わる許可の要件につき、「〔債務者と当該場所を占有する者との関係、当該者の私生活又は業務に与える影響その他の事情を考慮して〕相当と認めるとき」として、ブラケットを付した形での規律を提案していたが、第19回会議においては、上記の「相当と認めるとき」の判断に当たっての考慮要素を挙げたブラケット部分の内容も含めて、特段異論が見られなかった。

そこで、本部会資料においては、ブラケットを外した形で同意に

代わる許可に関する規律を提示している。

- (ウ) 本文(3)イは、執行官が、職務の執行に当たり、当該許可を受けたことを証する文書を提示しなければならない旨の規律を提案するものである。

第19回会議においては、当該許可に関する規律（審尋や不服申立ての方法等）に関し、強制執行を実効的なものとする観点からは、密行性を確保する必要性がある旨の指摘がされたところであり、このような指摘を踏まえ、民事執行法第8条の規定も参考に、執行官が執行の場所において許可証を提示することを内容とする規律を設けることとしたものである。

- イ 民事執行法第8条に基づく休日夜間執行の許可との関係について

第19回会議においては、本文の同意に代わる許可と民事執行法第8条に基づく休日夜間執行の許可との関係について、両者はそれぞれに異なる場面を規律するものであるため、併存するものであることが確認された。その上で、①二つの許可を別個に行うものとするのは迂遠であるとの考え方に基づき、実務上の運用としては、実際の執行に当たり、執行官、債権者との事前の打合せを踏まえつつ、二つの許可を併せて行うことを提案する意見や、②定型的な判断が可能な休日夜間執行の許可については、本文2(3)（子の引渡しを実施させる決定）において一括して判断することを提案する意見が見られた。

もっとも、①の意見に対しては、休日夜間執行の許可は、本来、執行官が行使することのできる権限に付された制約を解除するという性質のものであるのに対し、本文の同意に代わる許可は、本来的には執行の場所の占有者の同意によらなければ行使し得ない権限について、一定の要件の下で同意に代わる許可を受けて行使することができるものとするものであり、休日夜間執行の許可と同列に論ずることはできないのではないかと指摘があった。このような議論の状況を踏まえると、二つの許可に関する規律については、それぞれ別個に要件や手続に関する規律を設けることとし、個別具体的な事案において二つの許可についての判断を同時に行うか否かといった点については、当該規律の解釈や実務における運用に委ねるのが相当であると思われる。そこで、本文においては、この点に関し、特段の規律を設けることはしていない。

また、②の意見に対しては、第19回会議において、現行の民事執行法上の代替執行の実務では、授權決定と休日夜間執行の許可の判断が別個に行われているとの運用が紹介されたところであり、実際にも、

個別具体的な事案によっては、執行に際し、必ずしも休日夜間執行の許可を要しない場合もあり得るものと思われるため、上記の判断を一括して行うべきか否かといった点についても、解釈・運用に委ねるのが相当であると思われる。そこで、本文においては、この点についても特段の規律を設けることはしていない。

(3) 本文 3(4)（債権者等の執行の場所への出頭）について

ア 本文の概要

部会資料 19-1 の第 3 の 3(1)及び(2)と実質的に同内容である。

なお、部会資料 19-1 では、本文の規律について、「本文の規律によれば、直接的な強制執行が実施される場面では、既に間接強制手続を経ているか、あるいは同手続をしても債務者が子の監護を解く見込みがあるとはいえず、又は子の急迫の危険を防止する必要があるといった事情が存在することが前提となる以上、基本的には、子と債務者の同時存在を要求すれば、債務者による抵抗や子への働き掛けにより、子が親の選択を迫られるなどの高葛藤の場面に直面することが少なくない」との説明がされていたところ、直接的な強制執行と間接強制との関係についての本文 2(1)の規律の要件を満たす場面としては、「債務者に資力がない等、間接強制金の支払を命じられることが債務の履行につながるというべき事情が認められないような場合」（部会資料 17-2 の本文第 2 に関する（説明） 1(2)イ参照）も含まれるため、上記のような説明は全ての場面に当てはまらないのではないかと指摘がされたところである。

この点については、本文 2(1)イの「（間接強制を）実施しても、債務者が子の監護を解く見込みがあるとはいえない」の要件をどのように解釈するかという問題とも関連すると思われるが、債務者に資力がない場合においても、一般的には、債権者としては、まず、債務者に対し、任意での引渡しを求め、それでも債務者が任意の引渡しに応じない場合に（債務者に資力がないことも踏まえ）子の引渡しの直接的な強制執行の申立てに至ることが想定されるところであるから、このような事前の交渉が存在することもあり得ることを前提とすれば、債務者は、少なくとも、任意に（自発的に）子の監護を解いて債権者に引き渡すことをしていない以上、直接的な強制執行の場面においては、債務者による抵抗や子への働き掛けがされることが少なくないと評価することが可能であると考えられる。

そこで、上記の指摘も踏まえ、本文においては、部会資料 19-1 の第 3 の 3(1)及び(2)と実質的に同内容の規律を提案することとしたも

のである。

イ 本文(4)イの要件について

第19回会議においては、「債権者が執行の場所に出頭することができない場合」との要件について、仕事があるため出頭することができないといった場面は排除すべきであるとの考え方を前提に、部会資料19-1の要件立てではこのような場面が排除されていないと解釈されるおそれがあることから、より限定的な表現にすべきではないかといった意見が見られた一方、上記の要件と「子の利益に照らして相当」との要件を併せ読めば、上記のような場面は排除されているといえるのではないかと意見や、実務上は、仕事を理由に債権者が出頭しないケースは余りないのではないかと指摘もあった。

このような部会での議論を踏まえると、「債権者が執行の場所に出頭することができない場合」については、本文の規律が原則として債権者本人が執行の場所に出頭することを要するとしていることに照らし、少なくとも調整が可能であると考えられる仕事等を理由とすることは是認されないものと解するのが相当であり、この点については特段異論がないものと思われる。

また、部会のこれまでの議論では、子と債務者の同時存在を廃止することに伴い、子が事態を飲み込むことができずに恐怖や混乱に陥るおそれがあることなどに対応するために債権者の出頭を必要的とすることとしたものであるから、債権者に代わって執行の場所に出頭する債権者の代理人については、子の心身への影響を最小限にとどめる観点から債権者本人と同視し得るだけの実質を有していることが求められるという点についても特段異論がなかった。

そして、このような実質をどのようにして要件化するかという観点からすれば、部会資料19-1における「債権者の代理人が執行の場所に出頭することが子の利益に照らして相当である」との文言では(上記のような場面の排除を含め)十分に要件が限定されているとはいえないとの評価もあり得るところである。

そこで、本部会資料においては、本文の規律では債権者本人の出頭が原則であること、債権者の代理人が債権者と同視し得るだけの実質を有するものであること、及び、債権者が執行の場所に出頭することができない場面が限定的なものであることを、文言上も明らかにする観点から必要な修正を加えることとし、「債権者が執行の場所に出頭することができない場合であっても、その代理人が債権者に代わって執行の場所に出頭することが、当該代理人と子との関係、当該代理人

の知識及び経験その他の事情に照らして子の利益の保護のために相当と認めるとき」との要件を提案することとしたものである。

ウ 「代理人」の文言について

第19回会議においては、「代理人」という文言につき、いわゆる訴訟代理のように能動的に手続上の行為を行う者を指す趣旨であるかのようにも読めるのではないかと指摘がされたところ、上記の「代理人」については、子の引渡しの直接的な強制執行の場面においては、執行官等が長期間にわたって子を監護するなどの事態は想定すべきでなく、執行官が債務者による子の監護を解いた際には、債権者等が執行の場所で子を実際に監護する状態に至っていることが望ましいことから、執行官から債権者に代わって子の引渡しを受ける者としての代理人を指すものと考えられ、この点については、部会のこれまでの議論においても特段異論が見られなかったところである。

そして、「代理人」という文言について、民事執行法上の他の規定を参照してみると、本文の規律と同じく金銭の支払を目的としない請求権についての強制執行である不動産の引渡し等の強制執行に関する民事執行法第168条第3項（注）においても「代理人」という文言が用いられているところ、同項の「代理人」については、一般に、債務者等から取り上げた占有を移転する相手方として当事者能力や訴訟能力を有する者でなければならないが、その資格には制限がなく、訴訟代理と異なって弁護士に限定されるものではないと解されている。

以上を踏まえると、民事執行法第168条第3項と同様の趣旨を有する本文の規律の「代理人」についても、同項の規定を参考に「代理人」という文言を用いることが相当であると考えられる。

（注） 民事執行法第168条第3項は、「第一項の強制執行は、債権者又はその代理人が執行の場所に出頭したときに限り、することができる。」旨を定めている。

(4) 本文3(5)（執行官による威力の行使等）について

部会資料19-1の第3の4(4)から(6)までと実質的に同内容である。

第19回会議においては、「威力」の意義や「有形力」との違い等をより明確にすべきであるとの指摘がされたところであるが、この「威力」の文言については、ハーグ条約実施法第140条第4項及び第5項においても用いられているものであり、その意義については、例えば、抵抗する者に対して直接有形力を行使してその抵抗を排除することや、バリケードの設置等の物理的妨害に対して必要な限度で撤去や破壊をすることが許されるものと考えられているほか、子に対する有形力の行使に関

しては、威力の行使といえるような有形力の行使は認められないものの、何が「威力の行使」といえるかは子の年齢等に応じて個別に検討する必要があるとされており、「威力」という概念が、民事執行法やハーグ条約実施法において「抵抗を排除する」（民事執行法第6条第1項、ハーグ条約実施法第140条第4項）という概念と共に用いられていることに照らすと、子の引渡しに際し抵抗していない子、すなわち、子が債務者の監護下から分離されるに際して拒絶する行為をしない子に対して、執行官が身体的接触を伴う行為に及ぶことは「威力」の行使には当たらないと解される。

このような考え方によれば、例えば、執行官が自立歩行の不可能な乳児をベビーベッドから抱き上げて債権者に引き渡す行為や、子が口で拒絶の意思を示していても身体的な抵抗までは示さないという場合に、その子の手を引いたり肩を押したりするなど、子の意思を制圧しない程度の有形力を行使して子を誘導する行為は、「威力」の行使には当たらないものと解される一方、債務者の住居の中で逃げ惑う子を執行官が追い掛けて捕まえる行為は、「威力」の行使に当たるといえるべきであり、部会では、以上のような整理を前提に議論がされてきたところである。

本文の規律における「威力」の意義も、ハーグ条約実施法第140条第4項及び第5項と同内容のものであると考えるのが相当であるところ、その限界については、上記のとおり、子の年齢等に応じて個別に検討する必要もあるため、本文の規律の内容以上に一般的な形で規定を設けることは困難であると考えられる上、現行の実務においても、執務資料等によって統一的な運用がされるように配慮がされているところである。

そこで、この点については、引き続き解釈・運用に委ねることとし、本文の規律においては、ハーグ条約実施法の規定とは異なる特段の規律を設けることはしていない。

4 その他の検討課題

第19回会議においては、間接強制前置を必要的なものとはしないこと（本文2(1)）、子と債務者の同時存在の要件を不要とすること（本文3(4)ア）等に関し、おおむね賛同する意見が見られた一方で、間接強制前置や子と債務者の同時存在に関する規律の根底にある考え方自体についてはなお一定の意義があるとの意見も少なからず見られたところである。すなわち、これらの意見は、いずれも、子の引渡しの直接的な強制執行の手続において、強制執行が子の心身に有害な影響を及ぼすことがないように配慮することの必要性を指摘するものであるということができ、その必要性については特段異論がないものと考えられる。

そこで、本文の規律に加え、子の心身の負担への配慮と強制執行の実効性確保の調和の観点から、執行機関である執行裁判所や執行補助（共助）機関である執行官の責務として、例えば、「執行裁判所及び執行官は、前記 1 (1)の方法による子の引渡しの強制執行（子の引渡しの直接的な強制執行）の手続において、子の年齢及び発達程度その他の事情を踏まえ、できる限り、強制執行が子の心身に有害な影響を及ぼさないように配慮しなければならない」旨の規律を設けることも考えられるが、このような規律を設けることについてどのように考えるか。

第 4 債権執行事件の終了をめぐる規律の見直し

1 差押債権者が取立権を行使しない場面等における規律

- (1) 差押債権者は、民事執行法第 155 条第 1 項（後記第 5 の 1 (1)の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により金銭債権を取り立てることができることとなった日（同条第 3 項又はこの項の届出をした場合にあっては、最後に当該届出をした日）から少なくとも 2 年を経過するごとに、同日以降支払を受けていない旨を執行裁判所に届け出なければならないものとする。ただし、差押債権者が同日以降に第三項の支払を受けたときは、この限りでないものとする。
- (2) 前記(1)に規定する日から 2 年を経過した後 4 週間以内に差押債権者が民事執行法第 155 条第 3 項の届出又は前記(1)の届出をしないときは、執行裁判所は、差押命令を取り消すことができるものとする。
- (3) 差押債権者が前記(2)の規定により差押命令を取り消す旨の決定の告知を受けてから 1 週間の不変期間内に民事執行法第 155 条第 3 項の届出（差し押さえられた金銭債権の全部の支払を受けた旨の届出を除く。）又は前記(1)の届出をしたときは、当該決定は、その効力を失うものとする。

2 その他の場面（債務者への差押命令等の送達未了）における規律

- (1) 執行裁判所は、債権者が申し出た場所に債務者の住所、居所、営業所若しくは事務所又は就業場所がないため、差押命令を送達することができない場合には、差押債権者に対し、相当の期間を定め、その期間内にその申出に係る場所以外の送達をすべき場所の申出（民事執行法第 20 条において準用する民事訴訟法第 110 条第 1 項各号に掲げる場合にあっては、公示送達の申立て。後記イにおいて「送達場所の申出等」という。）をすべきことを命ずることができるものとする。

- (2) 執行裁判所は、前記(1)の規定により送達場所の申出等を命じた場合において、差押債権者が送達場所の申出等をしないときは、差押命令を取り消すことができるものとする。

(説明)

1 差押債権者が取立権を行使しない場面等における規律（本文1）

(1) 本文の概要

本文は、差押命令を取り消す旨の決定の効力を覆すための措置に関する後記(2)の点と、差押債権者に対する事務的な連絡に関する規律を最高裁判所規則において定めることとした後記(3)の点を除き、部会資料19-1と実質的に同内容である。

(2) 取消決定の効力を覆すための規律（本文1(3)）

本文1(1)及び(2)の規律によれば、差押債権者は、第三債務者からの支払を受けていない場合であっても、取立権の発生から一定の期間が経過したことのみをもって一定の届出をすべき義務を負うこととなり、差押債権者がこの義務を怠った場合には差押命令が取り消されることとなるが、このような規律に対しては、部会のこれまでの議論では、差押債権者が届出義務の履行を失念してしまった場面に対応するための救済措置が必要ではないかとの懸念が示されていた。そこで、部会資料19-1の第4の1(4)では、差押債権者が届出義務の履行を失念してしまうことに対する対応策の一つとして、新たな規律により差押命令が取り消された場面においても、差押債権者が当該取消決定後に取立ての届出等をしたことを理由として執行抗告をすることを可能とすることにより、この取消決定の取消し（すなわち、差押命令の効力を維持すること）を求めることができるようにする規律が提案された。

ただ、第19回会議においては、このように新たな規律により差押命令が取り消された場面において、差押債権者が事後的に一定の届出をすることで救済される措置を設けることについてはおおむね異論がなかったが、その具体的な方法として執行抗告を想定することについては、再考の余地がある旨の指摘がされた。例えば、通常の執行抗告においては原決定に違法があることが執行抗告の理由となるのに対し、新たな規律による差押命令の取消しの場面では、差押債権者が取消決定後に一定の届出をしたとしても、そのことのみをもって当該取消決定が遡って違法になると説明することは困難ではないかとの指摘がある。また、類似の他の場面（注）においては、決定後の事情を抗告の理由とすることができかどうか解釈に委ねられていることとの関係で、この新たな規律

による差押命令の取消しの場面のみに部会資料 19-1 の第 4 の 1 (4) のような執行抗告の理由に関する規定を設けると、その反対解釈によって、他の場面においては決定後の事情を抗告の理由とすることができないと解されることとなるのではないかと指摘もあり得る。

これらのほか、部会のこれまでの議論においては、新たな規律による差押命令の取消しの場面の救済手段として、執行抗告のように上級審の判断を求める重い手続を想定する必要はないのではないかと指摘もされた。この指摘は、仮に部会資料 19-1 の第 4 の 1 (4) のような規律を設けたとしても、その執行抗告審で審理すべき事項は差押債権者が取消決定の確定前に一定の届出をしたかどうかという点に限られ、かつ、その判断のために実質的な審理が必要となる場面が想定し難いことを重視するものと思われる。

そこで、本文(3)では、これらの指摘を踏まえ、部会資料 19-1 の第 4 の 1 (4) の規律よりも簡易な方法によって取消決定の効力を覆す（すなわち、差押命令の効力を維持する）ことができるようにするため、差押債権者が差押命令を取り消す旨の決定の告知を受けてから 1 週間の不変期間内（当該決定に対する執行抗告をすることができる期間内）に一定の届出をしたときは、当該決定は、その効力を失うものとすることを提案するものである。

(3) 差押債権者に対する事務的な連絡に関する規律

部会資料 19-1 の第 4 の 1 (3) では、差押債権者が届出義務の履行を失念してしまうことに対する対応策の一つとして、執行裁判所が新たな規律により差押命令を取り消す場合には、執行裁判所の裁判所書記官が、あらかじめ、差押債権者に対して事務的な連絡をするものとし、第三債務者から一定の届出等をするように促すものとすることが提案されていた。

第 19 回会議においては、このような手続の流れを想定すること自体には異論がなかったが、このような事務的な連絡に関する規律については、最高裁判所規則で定めるのが相当であるとの指摘がされた。そして、このような細目的な事項については、民事執行法に個別の委任規定を設けなくても、同法第 21 条に基づいて、最高裁判所規則で定めることができるとの考え方があり得る。

そこで、本文では、このような意見を踏まえ、このような事務的な連絡に関しては最高裁判所規則で定めることを想定し、民事執行法にこれに関する規律を設けるものとするとは提案しないこととしている。

2 その他の場面（債務者への差押命令等の送達未了）における規律（本文

2)

(1) 本文の概要

本文は、部会資料19-1と実質的に同内容である。

(2) 不動産執行の場面における規律

ア 考え方の整理

民事執行法の改正に関する中間試案（以下「試案」という。）の第4の2の注1では、不動産執行の場面においても、その開始決定を債務者に送達することができない場面において、執行裁判所が一定の要件の下でこれを取り消すことができるものとする考え方が示されていたが、このような考え方の当否については、部会のこれまでの議論や意見募集の結果では、意見が分かれた。

そこで、改めてこの点に関する議論の整理を試みると、まず、試案の注1の考え方を採用することに肯定的な立場は、その根拠として、債務者への送達未了が原因で漫然と長期間が経過するという問題は債権執行に限らず、他の種類の民事執行の場面においても生じ得ることなどを指摘するものと思われる。

このような指摘に対しては、試案の注1の考え方に否定的な立場から、現在の不動産執行の実務では、必ずしも開始決定の送達未了が原因で多数の事件が滞留しているといった事態は生じていないとの批判や、不動産執行においては申立人が比較的多額の費用を予納する必要があるから、開始決定を債務者に送達することが困難であるため事件を進行することができない場面では、申立人が予納金を取り戻すために強制執行の申立てを取り下げることとなる（そのようなインセンティブが事実上働く）のが通常であるなどの批判がされた。また、金銭債権の差押えの場面では、差押命令の効力が存続する限り長期にわたって差押債権の管理を余儀なくされる第三債務者の負担に配慮する必要があるのに対して、不動産執行の場面では債権者と債務者以外の第三者の負担を考慮する必要が必ずしもないとの批判もされた。これらの批判は、いずれも、債権執行と不動産執行では、債務者への送達未了の場面をめぐる状況に差異があることを指摘するものと整理することができる。

もっとも、これらの批判は、いずれも、個別の事案において開始決定を債務者に送達することができなかった際に、事件が進行しないまま漫然と長期間が経過することを積極的に肯定する趣旨のものではないと考えられる。部会のこれまでの議論によれば、試案の注1の考え方に否定的な立場においても、個別の事案における具体的な事情によ

っては、開始決定を債務者に送達することができないため事件が進行しないまま漫然と長期間が経過している場合において、一定の要件の下で事件を終了させることができるようにする必要があるとの意見も示された。

イ 検討

以上のような議論の対立状況を踏まえると、試案の注1の考え方を採用することの当否を考える上では、不動産執行における送達不能が生ずる具体的な場面を念頭に置いた議論をする必要があると考えられる。しかし、現在の不動産執行の実務において必ずしも開始決定の送達未了が原因で多数の事件が滞留しているといった事態は生じていないことを考慮すると、現時点において、そのための議論を十分に深めることはできないのではないかと思われる。他方で、現在の実務では、不動産強制競売開始決定を債務者に送達することができなかった事案において、債権者に対して債務者の送達場所の補正を命じた上で、所定の期間内にその補正がないことを理由として、開始決定を取り消した裁判例（東京地決平成3年11月7日金法1314号31頁）があるが、債権執行の場面における差押命令の取消しに関して本文2のような規律を設けたとしても、これによって不動産執行の場面ではこのような解釈が否定されるわけではないとの考え方があり得る。

そこで、不動産執行における送達不能の場面に関しては、今般の民事執行法の見直しの際には特段の規定を設けるものとはせず、引き続き、上記裁判例のように個別の事案における具体的な事情を考慮した上で解釈によって対応するとの考え方があり得ると思われる。

（注） 最決平成27年12月17日集民251号121頁は、抗告提起の手数料の納付を命ずる補正命令を受けた者が、その補正命令で定められた期間の経過後にその手数料を納付した事案において、「当該命令において定められた期間内にこれを納付しなかった場合においても、その不納付を理由とする抗告状却下命令が確定する前にこれを納付すれば、その不納付の瑕疵は補正され、抗告状は当初に遡って有効となるものと解される。」とした。

第5 差押禁止債権をめぐる規律の見直し

1 取立権の発生時期の見直し

- (1) 差し押さえられた金銭債権が民事執行法第152条第1項各号に掲げる債権又は同条第2項に規定する債権である場合（差押債権者の債

権に同法第 151 条の 2 第 1 項各号に掲げる義務に係る金銭債権が含まれているときを除く。)における同法第 155 条第 1 項の規定の適用については、同項中「一週間」とあるのは、「四週間」とするものとする。

- (2) 差し押さえられた金銭債権が民事執行法第 152 条第 1 項各号に掲げる債権又は同条第 2 項に規定する債権である場合（差押債権者の債権に同法第 151 条の 2 第 1 項各号に掲げる義務に係る金銭債権が含まれているときを除く。）における同法第 159 条第 5 項の規定の適用については、同項中「確定しなければ」とあるのは、「確定し、かつ、債務者に対して差押命令が送達された日から四週間を経過するまでは、」とするものとする。
- (3) 差し押さえられた債権が民事執行法第 152 条第 1 項各号に掲げる債権又は同条第 2 項に規定する債権である場合（差押債権者の債権に同法第 151 条の 2 第 1 項各号に掲げる義務に係る金銭債権が含まれているときを除く。）における同法第 161 条第 4 項の規定の適用については、同項中「確定しなければ」とあるのは、「確定し、かつ、債務者に対して差押命令が送達された日から四週間を経過するまでは、」とするものとする。
- (4) 差し押さえられた債権が民事執行法第 152 条第 1 項各号に掲げる債権又は同条第 2 項に規定する債権である場合（差押債権者（数人あるときは、そのうち少なくとも 1 人以上）の債権に同法第 151 条の 2 第 1 項各号に掲げる義務に係る金銭債権が含まれているときを除く。）には、債務者に対して差押命令が送達された日から 4 週間を経過するまでは、配当等を実施してはならないものとする。

2 手続の教示

裁判所書記官は、差押命令を送達するに際し、債務者に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、民事執行法第 153 条の規定により差押命令の取消しの申立てをすることができる旨その他最高裁判所規則で定める事項を教示しなければならないものとする。

（説明）

1 取立権の発生時期の見直し

(1) 本文の概要

本文の提案する規律の枠組みは、基本的に、部会資料 19-1 と実質的に同内容である。

(2) 差押命令の競合の場面に関する検討

ア 第三債務者の供託がされる場面としては、先行する差押命令の送達を受けた第三債務者が、その後、同一の債権について、後行の差押命令の送達を受けたとき等（民事執行法第156条第2項）が考えられるが、このような事案においては、先行する差押命令の債務者への送達の日と、後行の差押命令の送達の日が異なることが予想される。

そのため、仮に本文(4)のように配当等を実施すべき時期を後ろ倒しにする旨の規律を設けた場合には、（競合する差押命令の一部に扶養義務等に係る請求権を請求するものが含まれていない事案において、）執行裁判所が配当等を実施すべきときが、先行する差押命令が債務者に送達された日から4週間を経過したときか、それとも、後行の差押命令の送達の日から4週間を経過したときかが問題となり得る。

このような差押命令が競合する事案における配当等の時期については、第19回会議においては、最終的には解釈に委ねざるを得ないものとして後行の差押命令との関係でも債務者に対して範囲変更の申立ての機会を実質的に保障する必要があると考えれば、全ての差押命令が債務者に送達された日から4週間を経過するまでは、配当等を実施すべきではないとの考え方等が示された。

イ もっとも、第19回会議においては、競合する差押命令の一部に扶養義務等に係る請求権を請求するものが含まれている場面に関しては、上記のような考え方とは異なり、直ちに配当等を実施することができるようにすべきであるとの考え方が示された。

この考え方は、扶養義務等に係る請求権が、その権利実現が債権者の生計維持に不可欠なものであり、速やかにその実現を図る必要があることを重視するものと考えられる。

そこで、部会資料20-1の第5の1(4)では、差押債権者のうち少なくとも1人以上の債権に民事執行法第151条の2第1項各号に掲げる義務に係る金銭債権が含まれているときには、配当等の時期を後ろ倒しにしないものとするを提示している。

(3) 取立権の発生時期を第三債務者に適切に伝える方法

本文のような規律によれば、民事執行法第152条第1項各号に掲げる債権又は同条第2項に規定する債権が差し押さえられた際には、基本的には取立権の発生時期が債務者への送達から4週間経過後となるのに対して、請求債権に民事執行法第151条の2第1項各号に掲げる義務に係る金銭債権が含まれているときには、取立権の発生時期が債務者への送達から1週間経過後となる。

第19回会議においては、このように取立権の発生時期が請求債権の種類によって変化するのであれば、第三債務者にその取立権の発生時期が適切に伝わるようにする必要であるとの指摘があった。

このような通知の要否やその具体的な方法については、個別の事案における運用に委ねられることとなると考えられる。

2 手続の教示

(1) 本文の概要

本文は、部会資料19-1と実質的に同内容である。

(2) 債務者に教示すべき事項

部会のこれまでの議論では、債務者に対する教示の内容について、差押禁止範囲の変更の申立てをすることができる旨を伝えるのみではなく、その手続の内容を説明するのが適切であるとの意見が示された。このほか、第19回会議においては、裁判所の送付する書面のみによって債務者に教示することができる事項には限界があることを踏まえれば、手続の内容を説明するのみではなく、手続に関する問合せ先を教示することが有益な場面もあり得るのではないかとの意見があった。

他方で、第19回会議においては、差押禁止債権の範囲変更の申立ての際に必要となる主張や証拠は、個別具体的な事案の内容によって大きく異なることから、債務者に教示すべき事項を一律に定めることは困難ではないかといった指摘もあった。このほか、債務者に対する教示の在り方は、本来的には個別具体的な事案における執行裁判所の運用に委ねられるべき事項であるとの指摘もあり得る。

そこで、部会資料20-1の第5の2では、債務者に教示すべき事項や教示の方法等に関する細目的な事項については、最高裁判所規則に委任するものとするを提示している。